

令和4年度答申第58号
令和4年12月23日

諮問番号 令和4年度諮問第60号（令和4年11月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、弟のA（以下「弟A」という。）は準軍属（戦闘参加者）としての任務の遂行中に死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、弟Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、弟Aは準軍属の身分を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

の一部を改正する法律（平成27年法律第11号）2条の規定の施行前のもの。以下同じ。）は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条4項は、前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

遺族援護法2条3項は、この法律において「準軍属」とは、同項各号に掲げる者をいうと規定し、同項2号には、「もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者」が掲げられている。そして、遺族援護法4条4項は、同項各号に規定する者が当該各号に該当する場合には、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなすと規定し、同項3号には、遺族援護法「第2条第3項第2号に掲げる者が当該戦闘に基き負傷し、又は疾病にかかった場合」が掲げられている。

なお、昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」（以下「戦闘参加者通知」という。）は、遺族援護法34条2項（注：現行の34条3項）の適用を受けるべき戦闘参加者は、「もとの陸軍又は海軍より戦闘に参加することの要請又は指示を受けて戦闘に参加し、これにより戦死、戦傷死又は戦病死した者」（記1の(1)）及び「もとの陸軍（又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死又は戦傷死した者」（記1の(2)）であると定め、沖縄本島においては、昭和20年3月以降に「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」が戦闘参加者に該当すると定めている（記2の(4)）。

- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した

者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とする」と規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位、父母を第3順位、孫を第4順位、祖父母を第5順位、兄弟姉妹を第6順位とする」と規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は昭和5年a月b日に、弟Aは昭和19年11月c日に、父のC（以下「父C」という。）と母のD（以下「母D」という。）との間に、それぞれ二男及び五男として出生した。

（除籍謄本（筆頭者：父C））

- (2) 母Dと弟Aは、共に「昭和20年6月14日午前7時E地番地不詳」で死亡した。

（除籍謄本（筆頭者：父C））

- (3) 審査請求人は、平成27年9月14日、住所地（F市）を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、弟Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、審査請求人は、本件請求に係る最先順位の遺族である。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 審査請求人は、平成30年5月9日、処分庁から、弟Aに係る遺族援護法による弔慰金の請求（以下「弟Aに係る弔慰金請求」という。）をするようにとの指導（案内）を受け、同月22日、住所地（F市）を經由して、厚生労働大臣に対し、弟Aに係る弔慰金請求をした。

（弁明書、弔慰金請求書）

- (5) 厚生労働大臣は、弟Aに係る弔慰金請求について、平成30年12月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡した者は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に規定する準軍属（戦闘参加者）とは認められません。」との理由を付して、却下する処分（以下「弟Aに係る弔慰金却下処分」という。）をした。

（却下通知書（厚弔慰却下第d号））

- (6) 処分庁は、本件請求について、平成31年2月4日付けで、審査請求人に

対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の身分を有していたものとは認められません。（平成30年12月4日付け厚弔慰却下d号において、却下）。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書（e第f号））

(7) 審査請求人は、平成31年4月8日付けで、厚生労働大臣に対し、弟Aに係る弔慰金却下処分を不服として審査請求（以下「弟Aに係る弔慰金審査請求」という。）をした。

（審査請求書）

(8) 審査請求人は、令和元年5月24日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(9) 厚生労働大臣は、弟Aに係る弔慰金審査請求について、令和2年11月6日付けで、審査請求人に対し、「死亡した者について、戦闘参加者と認められる資料がなく、審査請求人の主張する事実を確認することができないことから、援護法に規定する準軍属（戦闘参加者）とは認められず、審査請求人に対して死亡した者に係る弔慰金を支給することはできない。」との理由を付して、棄却する裁決をした。

（裁決書）

(10) 審査庁は、令和4年11月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張

(1) 「事前に何か証明出来る証拠はないか？と問い合わせてくれたら地域に住む古老の方々の証言が得られた。証拠が足りないとの担当者発言に対し証言者もりっぱな証拠である旨伝えている。厚労省担当者の誠意があれば、書類が足りないのであれば事前に連絡がほしかった。Gの写真を同封するが、毎年のH祭で地域の方々も目にしているのでよくわかっている事実である。」（審査請求書）

(2) 「私、X（注：審査請求人）は、戦争当時満年齢で14歳でした。戦争のさなか、私たち家族は、母方のオーバー（祖母）を筆頭に親せき一同で、

F地からI地方面へ向かい、逃げて逃げて、南の方向へひたすら走りまわった。沖縄戦で一番敵の攻撃を受けたであろう地域のE地方面を目指してしまっただけです。(中略) そんな中で、母と弟A、いとこたち、周囲にいた人たちの多くが艦砲射撃でやられて戦死しました。私の目の前での出来事でした。手を伸ばせば届くところでアンマー(母)と弟Aは息絶え、戦死しました。(中略) 一緒に生き残ったオバーが、まだ幼かった妹や弟たちに指示して母とAはこの場所へ、いとこたちはこの場所へと行って死体を片付けさせました。そして目印に近くにあった石を持ってこさせて、ケガをしてうなだれている私に、「あんたのアンマーと、Aはこの石が目印だからよく覚えておいて戦争が終わったら迎えにきてあげなさい。」と泣きながら私に言いつけました。(中略) 生き残った者で、変わった形の石を目印において、そのそばにアンマーとAを片付けたあと、オバーに言われるままみんなで手を合わせて危険なその場を去りました。オバーの知恵のおかげで、私達家族は、終戦後現在のJ地付近へ出かけ遺骨を見つけることができました。(中略) 国や、県の担当者の方が、却下通知を事務的に出す前に、担当者はせめて一言「証拠となる書類か、何かないですか」等確認していただきたかったです。残念でたまりません。最初から嘘つき呼ばわりされているようで無念でたまりません。私が手を伸ばせば届くところでアンマーとAはやられました。1メートルも離れていませんでした。

(中略) 書類での証明は限られてきますが、証言者はお願いした方以外でもまだいます。(後略)」(反論書)

(3) 上記(1)及び(2)の理由から、本件却下処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人が本件請求時に提出した戸籍によれば、弟Aは、昭和19年11月c日にF地で出生し、昭和20年6月14日にE地で死亡したこと、弟Aに配偶者、子及び孫はいないこと、父Cは同年4月9日に戦死し、母Dは同年6月14日に死亡していること、また、祖父のKは昭和11年12月4日に、祖母のLは昭和20年6月20日に死亡していることを確認することができるから、弟Aに係る弔慰金を受けるべき最先順位の遺族は、兄である審査請求人である。

したがって、審査請求人が弟Aに係る弔慰金を受ける権利を取得するためには、弟Aが遺族援護法に規定する「もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘

参加者」(準軍属)として、軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助したことに基づく傷病により死亡したものと認められることが必要である。

2 この点について、事件記録及び審査庁の調査により確認することができた経緯は、以下のとおりである。

(1) 処分庁は、弟Aに係る弔慰金請求がされていないことから、平成30年5月9日、審査請求人に対し、弟Aに係る弔慰金請求をするようにとの案内をしたところ、審査請求人は、同月22日付けで、厚生労働大臣に対し、弟Aに係る弔慰金請求をした。

(2) 弟Aに係る弔慰金請求の際に提出された「戦闘参加者についての申立書」によれば、弟Aは、昭和20年(月日不明)、山部隊から炊事の要請を受けて部隊と行動を共にし、同年6月14日にJ地で空襲により爆死したとされ、同時に提出された行動経過書及び現認証明書によれば、弟Aは、戦火の中を親戚で逃げ回っているときに米軍の空襲攻撃に遭い、母Dとその隣にいた弟Aは、艦砲射撃を受けて死亡したとされているが、これらの主張を裏付ける資料は、提出されなかった。

また、厚生労働省保管の資料を確認したところ、審査請求人の兄のM(父Cと母Dとの間の長男。以下「兄M」という。)が、昭和34年4月15日付けで、厚生労働大臣に対し、母Dに係る遺族援護法による弔慰金の請求(以下「母Dに係る弔慰金請求」という。)をしたのに対し、厚生労働大臣が、昭和35年3月29日付けで、兄Mに対し、母Dは、軍から糧食の運搬の要請を受け、米を背負い運搬の途中で被弾し、死亡したとして、可決裁定をしたことが確認されたが、母Dに係る弔慰金請求における兄Mの主張内容は、弟Aに係る弔慰金請求における審査請求人の主張内容と相違しているほか、当該裁定に関する資料の中には、弟Aの記録が確認されなかった。

(3) そこで、厚生労働大臣は、平成30年12月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡した者は、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に規定する準軍属(戦闘参加者)とは認められません。」として、弟Aに係る弔慰金請求を却下する処分(弟Aに係る弔慰金却下処分)をした。

これを受けて、処分庁は、平成31年2月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の

身分を有していたものとは認められません。（平成30年12月4日付け厚弔慰却下d号において、却下）。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」として、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

- (4) 審査請求人は、平成31年4月8日付けで、厚生労働大臣に対し、弟Aに係る弔慰金却下処分を不服として審査請求（弟Aに係る弔慰金審査請求）をしたところ、厚生労働大臣は、令和2年2月17日付けで、援護審査会に対し、弟Aに係る弔慰金審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。
- (5) 援護審査会は、令和2年10月13日付けで、厚生労働大臣に対し、「死亡した者が準軍属（戦闘参加者）であったと認められる資料はなく、審査請求人の主張する事実を確認することができない。」として、弟Aに係る弔慰金審査請求は棄却すべきとの答申をした。

これを受けて、厚生労働大臣は、令和2年11月6日付けで、審査請求人に対し、本件に現れた資料では、弟Aが遺族援護法2条3項2号に規定する準軍属（戦闘参加者）とは認められないから、審査請求人に対し、弟Aに係る弔慰金を支給することはできないとして、弟Aに係る弔慰金審査請求は棄却するとの裁決をした。

- 3 審査請求人は、弟Aは戦闘参加者として公務上の負傷により死亡したと主張するが、審査請求人が提出した資料は、いずれもその主張を裏付けるものとは認められない。
- 4 以上のことから、弟Aは、戦闘参加者通知にいう「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」とは認められず、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条1項に規定する弔慰金を受ける権利を取得した戦没者等の遺族に該当しないから、特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考えます。

なお、審理員意見書も、審査請求人は弟Aに係る弔慰金請求をしたが、厚生労働大臣が却下処分をしたこと、その却下処分に対し、審査請求人が審査請求をしたが、厚生労働大臣が棄却裁決をしたことが認められるところ、関係資料によれば、弟Aに係る弔慰金却下処分に違法又は不当な点は認められ

ないとして、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和元年5月24日

弁明書の受付 : 同年7月24日

弁明書の副本送付 : 同年8月22日

(弁明書の受付から約1か月)

反論書の受付 : 同年9月25日

審査庁への物件提出依頼 : 令和4年5月23日

(弁明書の受付から約2年10か月、反論書の
受付から約2年8か月)

審査庁からの物件の提出 : 同年6月6日

審理員意見書の提出 : 同月22日

本件諮問 : 同年11月28日

(審理員意見書の提出から約5か月、本件審査
請求の受付から約3年6か月)

(2) そうすると、本件では、①弁明書の受付から審査請求人への弁明書の副本送付までに約1か月、②弁明書の受付から審査庁への物件の提出依頼までに約2年10か月（反論書の受付から審査庁への物件の提出依頼までに約2年8か月）、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約5か月の期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約3年6か月もの長期間を要している。上記①から③までの各手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。これらの手續が迅速に行われていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、大幅に短縮されていたものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 本件では、弟Aが、遺族援護法2条3項に規定する準軍属のうち、同項2号に掲げる戦闘参加者（「もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加

者」)に該当するか否かが問題となっているところ、戦闘参加者通知は、沖縄本島においては、昭和20年3月以降に「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの(自決を余儀なくされた者を含む。)」が戦闘参加者に該当すると定めている(上記第1の1の(3))。

しかし、審査請求人が本件請求時に提出した戸籍によれば、弟Aは昭和19年11月c日に出生し、昭和20年6月14日に死亡している(上記第1の2の(1)及び(2))から、弟Aは、死亡当時、0歳(7か月の乳児)であったことになる。そうすると、弟Aについて戦闘参加者通知に定める戦闘参加行為があったか否かを問題にすることは、その年齢からして相当でないことが明らかである。すなわち、死亡した者が乳幼児であった場合には、その者による戦闘参加行為を観念することができないことから、その者を戦闘参加者として認定することはできないのではないかということが問題となる。

そこで、そもそも、乳幼児を戦闘参加者として認定することができるか否かについて検討すると、遺族援護法に関する書籍には、以下の解釈が示されている。

ア 厚生省援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」(平成元年)

「年齢は戦闘参加者の絶対的な条件ではないが、一般的には学童以上と考えられる。しかしながら、沖縄等においては実態があるものについて学童未満の者も処遇対象としている。」(27頁)

イ 厚生省社会・援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法 援護法Q&A－仕組みと考え方－」(平成12年)

「年少者であっても、保護者が戦闘参加者である場合は、保護者とともに行動することがいわば運命共同体的な関係となることから、戦闘参加者になり得ると解釈されています。」(110頁)

ウ 厚生労働省社会・援護局援護課「戦傷病者戦没者遺族等援護法事例集」(平成14年)

「昭和55年以前は、戦闘参加の要請を認識できるのは6歳以上の者との判断から、6歳未満の者は戦闘参加者として処遇していなかったが、年齢により画一的に区切るのは実態に合わないので、沖縄の特殊事情に鑑み、その取扱いを緩和すべきとの国会での議論を踏まえ、昭和55年

から沖縄の戦闘参加者は年齢にかかわらず、その実態から判断することとした。」（52、53頁）

そして、上記ウの事例集には、沖縄で死亡した当時1歳の子が戦闘参加者として認定された事例（事例44）が紹介されている。この事例については、母が既に戦闘参加者として認定されていること、母に背負われていて死亡した子は、母と運命共同体にあったものであることから、子も戦闘参加者として認定されたとの説明がされている。

そうすると、現在では、死亡した者が乳幼児であり、その者（乳幼児）が母と行動を共にして死亡したという場合には、母が既に戦闘参加者として認定されているのであれば、その者（乳幼児）も、母と運命共同体にあったものとして、戦闘参加者として認定されるという運用がされていることになる。

- (2) これを本件についてみると、母Dは、既に戦闘参加者として認定されている（兄Mがした母Dに係る弔慰金請求に対する厚生労働大臣の昭和35年3月29日付けの可決裁定に関する資料（準軍属処理票、弔慰金請求書）参照）から、弟Aが母Dと行動を共にして死亡したと認められるのであれば、弟Aも戦闘参加者として認定されるということになる。したがって、本件においては、審査庁は、弟Aが乳児であったことに即して、弟Aが母Dと行動を共にしていたか否かという観点から調査検討をすべきであった。

ところが、審査庁は、諮問説明書において、死亡した者が乳幼児であった場合における戦闘参加者の認定に関する上記(1)の運用について全く説明をしていないし、弟Aが戦闘参加者通知に定める戦闘参加行為により死亡したと認められるか否かという観点から本件却下処分の当否について判断をしている（上記第2の1及び4）から、弟Aが乳児であったことに即した調査検討をしていないことが明らかである（なお、本件却下処分は適法であるとする審査庁の判断は、審査請求人がした弟Aに係る弔慰金請求が却下され、その却下処分に対する審査請求が棄却されていることを前提としている（上記第2の2）が、これらの先行手続においても、弟Aが乳児であったことに即した調査検討がされていない。）。

- (3) したがって、審査庁においては、弟Aが乳児であったことに即した調査検討をし直す必要がある。すなわち、弟Aは、死亡当時、0歳であったから、母Dと行動を共にしていた蓋然性が高いことを踏まえて、弟Aが母D

と行動を共にしていなかったことがうかがわれる事情が認められるか否かという観点から調査検討を尽くす必要がある。

なお、その際には、以下の点に留意されたい。

ア 戸籍の記載によれば、弟Aと母Dは、共に「昭和20年6月14日午前7時E地番地不詳」で死亡したとされている（なお、弟Aと母Dの死亡については、兄M（当時17歳）が届け出ている。）。

イ 審査請求人（当時14歳）は、反論書において、母方の祖母（N（弟Aに係る弔慰金請求の際に審査請求人が提出した「先順位者が不在旨の申立書」参照）。以下「祖母N」という。））、母D及び弟Aを含む家族・親戚一同で避難したこと、母D及び弟Aが自分の目の前で死亡し、審査請求人及び祖母Nは生き残ったこと、祖母Nの指示で、母D及び弟Aの遺体を埋め、その場所に目印の石を置いたこと、その目印のお陰で、戦後に母D及び弟Aの遺骨を見つけることができたことなどを具体的かつ詳細に記載している。この記載は、上記アの戸籍の記載と矛盾しない。

また、弟Aに係る弔慰金請求の際に提出された行動経過書（審査請求人が作成したもの）及び現認証明書（審査請求人の妹のO（父Cと母Dとの間の三女、当時11歳）が作成したもの）にも、弟Aが母Dと一緒に居て死亡したとの記載がされている。

ウ 兄Mは、母Dは「昭和20年6月14日」に死亡したとして、母Dに係る弔慰金請求をした（弔慰金請求書）ところ、厚生労働大臣は、母Dは「昭和20年5月24日」に死亡したとして、可決裁定をしている（準軍属処理票）。この可決裁定が母の死亡日を「昭和20年5月24日」と認定したのは、兄Mが作成した「戦闘参加者についての申立書」に母Dの死亡日が「昭和20年5月24日」と記載されていたことによるものではないかと考えられるが、上記アのとおり、母Dの死亡日を「昭和20年6月14日」と届け出た兄Mが上記申立書において別の死亡日を記載した理由は、不明である。

これに対し、兄Mが作成した弟Aに係る「戦闘参加者についての申立書」には、弟Aの死亡日は、戸籍の記載どおり、「昭和20年6月14日」と記載され、弟Aは「母と共に行動」し、「母と共に即死」と記載されている。

エ 審査庁は、兄Mが作成した母Dに係る「戦闘参加者についての申立書」に弟Aに関する記載がないことを指摘する（上記第2の2の(2)）が、母

Dがした戦闘参加行為を記載する上記申立書に弟Aに関する記載がないことは、特段不自然なことではない。

また、審査庁は、審査請求人が作成した弟Aに係る「戦闘参加者についての申立書」及び兄Mが作成した母Dに係る「戦闘参加者についての申立書」の記載内容に相違があることも指摘する（上記第2の2の(2)）が、その相違は、母Dがした戦闘参加行為の内容に関するものであるから、その相違があるからといって、直ちに弟Aが母Dと行動を共にしていなかったということにはならない。

オ そして、本件諮問に当たり審査庁から提出された事件記録を検討した限りでは、母Dの死亡当時、弟Aが母Dと行動を共にしていなかったことをうかがわせる事情は、見当たらない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、弟Aが乳児であったことに即した調査検討がされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美